

農地売買等支援事業実施要領

〔平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 321 号〕
農林水産省構造改善局長

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日 4 経営第 3174 号

第 1 本事業の実施地域

農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）第 3 の「その他経営局長が別に定める地域」は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する区域をいう。以下同じ。）外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下「基盤強化法施行規則」という。）第 9 条第 2 号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡し又は一定期間貸付けを行った後に売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。

第 2 農業用施設等

要綱第 4 の 1 の (1) の「その他経営局長が別に定めるもの」とは、農業用施設と一体的に利用される装置とする。

第 3 借入資金利子助成事業の内容

要綱第 4 の 4 に規定する資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとする。

なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとする。

- 1 銀行
- 2 信用金庫連合会
- 3 信用協同組合連合会
- 4 農林中央金庫

第 4 本事業実施の原則

農地中間管理機構等（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による本事業の実施に当たっては、基

盤強化法第4条第3項第1号に規定する農業経営基盤強化促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携をとるものとする。

第5 本事業の要件

要綱第5の「別に経営局長が定める」とは、次に掲げるとおりとする。

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

ア 農用地等及び農業用施設等を買入れる場合は、売渡しの相手方が現にいるか、又は近い将来確保できることが確実と見込まれるものとし、かつ次のいずれかの要件を満たすこととする。

(ア) 土地改良事業等（ほ場整備事業等の土地基盤の整備を行う事業その他都道府県知事が別に定める事業。以下同じ。）の対象となった農用地等又は近い将来対象となることが見込まれる農用地等であること。

(イ) 効率的な農作業が展開し得る程度にまとまった農用地等であること。

イ 農用地等及び農業用施設等の買入れ、一時貸付け、売渡し及び交換（農用地等の交換に限る。以下同じ。）を土地改良事業等と相まって実施する場合にあっては、アに加え、その土地改良事業等の計画に基づくものであることとする。

ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。

ただし、(イ)の要件については、令和5年度及び令和6年度において、売渡し等に係る農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されるまでの間に限り適用することとする。

(ア) 認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）、基本構想水準到達農業者（基盤強化法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。以下同じ。）又は認定就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

a その農業経営において、新たに買入れる農用地等と現に耕作を行っている農用地等（農作業を受託している農用地等を含む。以下同じ。）がおおむね1ha以上の団地を形成すること。

ただし、その農業経営において新たに買入れる農用地等が新規就農希望者（農業後継者を含む。以下同じ。）若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域若しくは山間農業地域（農林統計に用いる地域区分

の制定について（平成 13 年 11 月 30 日付け平成 13 年統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）別添の農林統計に用いる農業地域類型の基準指標によるものとし、旧市町村及び市町村単位における農業地域類型とする。以下同じ。）における農業経営のためのもの又はイに該当する場合等であって、おおむね 1 h a 以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて農用地等の売渡し等を行うものとする。

- b その農業経営における当該農用地等及び農業用施設等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除して得た面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営若しくは肉用牛肥育経営に供される場合又は肉用牛若しくは乳牛の飼養経営に供される場合にあつては飼養規模。以下同じ。）が基準面積（農地中間管理機構等が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会の意見を聴いて事業規程（基盤強化法第 8 条第 1 項に規定する事業規程をいう。）又は旧農地保有合理化事業規程（基盤強化法等の一部改正法による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）第 7 条第 1 項に規定する農地保有合理化事業規程をいう。）において定める面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては飼養規模をいう。）以下同じ。）を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められた場合、花き栽培等の集約経営が行われる場合、少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合等については、基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて農地中間管理機構等が別に定めるものとする。なお、基準面積については、必要に応じ、当該地域を 2 以上に区分して定めても差し支えない。

- (イ) 中心経営体（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）の 1 に規定する中心経営体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者であつて、農用地等の売渡し等を行うときにおいて、以下の要件を満たしている者とする。

- a 売渡しに係る農用地等をその範囲に含む人・農地プラン（進め方通知の 1 に規定する人・農地プランをいう。）に中心経営体として位置付けられていること。

- b (ア) の b の要件を満たすこと。(ウ) (ア) 又は (イ) の要件を備えている者が 2 人以上いる場合における優先順位は、次の a から e までを総合的に勘案して定める

ものとする。

- a 農用地等の権利の取得後における経営面積と農地中間管理機構等が効率的かつ安定的な農業経営の育成の観点から規模拡大の目標として基本構想の農業経営の指標を勘案しつつ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、当該地域における営農類型ごとに具体的な数値をもって定める面積（基本構想を策定していない市町村については、農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）において定められた経営の目標に即して、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、作物別及び経営形態別に具体的な数値をもって定める面積。以下「目標面積」という。）との格差が小さいこと。ただし、農用地等の権利取得後における経営面積が目標面積を超えていない場合に限る。
 - b 基本構想等において育成しようとする農業経営を行おうとすること。
 - c 売渡し等を行おうとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。
 - d 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。
 - e 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。
- (エ) (ア)及び(イ)の要件を満たす農業者以外の農業者にあつては、土地改良事業等の事業計画に基づき農用地等の売渡し等を行うものであり、その農業者に農用地等の売渡し等を行うことが(ア)若しくは(イ)の要件を満たす農業者の農業経営の改善に資すると認められる場合又はその農業者が次に掲げる要件の全てを満たす組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者である場合とする。
- a 農業者の組織であつて、法人格を備えないものである場合にあつては、代表者、組織の運営、機械、施設等の管理利用に関する規約等を定めているものであること。
 - b 集団的生産活動を行う作物に係る栽培管理の時期、方法、作業等について協定を締結し、かつ、その協定に基づき農作業を共同して、又は個別に行い、更に必要に応じ機械等の共同利用を行うものであること。
 - c 集団的生産活動を行う作物に係るほ場（草地を含む。以下同じ。）は、集団的作業が効率的に実施し得る程度に集団化され、又は近い将来に集団化されると認められること。
- (オ) (ア)から(エ)までの要件を満たす農業者のほか、以下のaに掲げる適格団体に対し農用地等の売渡し等を行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。
- a 適格団体
 - (a) 国、地方公共団体（(e)に掲げる市町村を除く。）
 - (b) 農業協同組合（(e)に掲げる農業協同組合を除く。）、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。以下「農業協同組合等」という。）
 - (c) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定す

る一般社団法人又は一般財団法人（(e)に掲げる一般社団法人又は一般財団法人を除く。以下「一般社団法人等」という。）

(d) 土地改良区

(e) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 15 号）第 13 条第 2 号に規定する市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人

b 農地中間管理機構等が、適格団体に対して農用地等の売渡し等を行うことができる場合は、次の要件の全て（a の(e)に掲げる適格団体にあつては、(b) から(d)までの要件）を満たす場合とする。

(a) 当該農用地等の売渡し、土地改良事業等の事業計画に基づくものであること。

(b) 当該農用地等を適格団体に対して売渡し等を行うことが、農業者に直接売渡し等を行うことに比べて、著しく農地保有の合理化に寄与すると認められること。

(c) 当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

i a の(a)の国、地方公共団体に対する売渡しの場合

当該農用地等を共同放牧場等農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

ii a の(b)の農業協同組合等に対する売渡しの場合

当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に必要な施設の用に供すると認められること。

iii a の(c)の一般社団法人等に対する売渡しの場合

当該農用地等を乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対して乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けて乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

iv a の(d)の土地改良区に対する売渡しの場合

当該混牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

v a の(e)の市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人に対する売渡しの場合

当該団体が保有する農用地等に隣接する農用地等であつて、当該団体がそれらの農用地等を一体的に利用調整することが効率的であると認められること。

さらに、当該団体が、ウの基準に準じて、売渡しを受けた農用地等を売り渡し、又は交換する（売渡し又は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。）ものであると認められること。

(d) 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

(カ) 土地改良事業等と相まって実施する場合は、次のいずれかに該当する者とする。

a 農用地等（農業者の共同利用に供する混牧林利用地及び農業用施設用地を除く。以下(カ)において同じ。）の売渡しの相手方は、(ア)から(オ)までの要件を満たす者のうち、次の要件のいずれかに該当する者で、農地中間管理機構等が認める者とする。

(a) 個人にあつては、農用地等の売渡しを受けた後の経営面積が、目標面積に到達するか、又はおおむね5年以内にその規模に到達すると認められること。

(b) 農地所有適格法人にあつては、農用地等の売渡しを受けた後において、常時従事する者の数が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業できる程度であるか、又はおおむね5年以内にその程度になると見込まれ、かつ、高能率的な機械等が正常な能率で稼働できる経営面積になるか、又はおおむね5年以内にその規模に到達すると見込まれること。

b 次に掲げる全ての要件を満たす組織の構成員たる農業者にあつては、農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営において、その組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者であること。

(a) 農業者の組織であること。ただし、当該組織の法人格の有無は問わないが、法人格を備えないものである場合には、代表者、組織の運営、機械、施設等の管理利用に関する規約等を定めているものであること。

(b) 集団的生産活動を行う作物に係る栽培管理の時期、方法、作業等について協定を締結し、かつ、その協定に基づき農作業を共同して、又は個別に行い、更に必要に応じ機械等の共同利用を行うものであること。

(c) 集団的生産活動を行う作物に係るほ場は、集団的作業が効率的に実施し得る程度に集団化されているか、又は近い将来に集団化されると認められること。

c a 及び b に規定する要件を満たす農業者以外の農業者にあつては、その農業者に農用地等を売り渡すことが、a 及び b に規定する要件を満たす農業者が農用地等の集団化を進めつつ、農業経営の規模拡大を図る上で著しく寄与すると認められること。

d 農業者以外の者にあつては、その者が(オ)の適格団体に該当するものであること。

(2) 農地所有適格法人出資事業

農用地等（開発して農地とすることが適当な土地にあつては、近い将来開発することが確実と認められる場合に限る。以下、(2)において同じ。）の現物出資の相手方については、認定農業者又は特定農業法人であつて、農用地等の現物出資を行うときにおいて、次の要件を満たすこととする。

ア 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業のみを行うものを除く。）又は株式会社（公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）であるこ

と。

イ 農地中間管理機構等からの出資について定款に記載されること及び出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあつては、当該調査等を受けること及びその他農業協同組合法又は会社法に定める手続がとられているか、又はとられることが確実と認められること。

ウ その農業経営において、新たに農用地等の現物出資に係る農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その農業経営において新たに農用地等の現物出資に係る農用地等が、新たな分野の農業を始めようとする農地所有適格法人の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であつて、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて農用地等の現物出資を行うものとする。

(3) 農作業受託促進事業

農作業受託料相当額の資金の貸付けを行う場合の相手方は、当該農作業を受託する農用地等において同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上の農作業について3年以上の受託契約が締結されている認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）又は中心経営体に対して行うものとし、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者及び特定農業団体（以下(3)において「認定農業者等」という。）にあつては、その農業経営において、新たに農作業受託を行う農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その当該認定農業者等の農業経営において新たに農作業受託を行う農用地等が、新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であつて、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて当該資金の貸付けを行うものとする。なお、中心経営体については、令和5年度及び令和6年度において、農作業受託に係る農用地等をその範囲に含む地域計画が策定されるまでの間に限り対象とすることができる。

(4) 農地条件整備事業

農地の条件整備を行う者は、要綱第4の1の事業を実施する農地中間管理機構とする。

(5) 農用地等貸付事業

ア 農用地等を借り入れる場合は、(1)のアに掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

イ 農用地等の借入れ及び貸付けを土地改良事業と相まって実施する場合にあつては、アに加え、その土地改良事業等の事業計画に沿ったものであることとする。

ウ 農用地等を貸し付ける場合は、(1)のウに掲げる要件を満たす（(1)のウの(オ)のaの(e)を除く。）こととする。この場合において、「売り渡す」を「貸し付ける」に、「売渡し等を行う」を「貸付けを行う」に、「売渡し等を行おう」を「貸付けを行おう」に、「買い入れる」を「借り入れる」に、「売渡し」を「貸付け」に読み替えるものとする。

2 一般タイプの事業

一般タイプの事業により借り入れた農用地等の貸付けの相手方は、次の全ての要件を満たすこととする。

ア 貸付けの相手方については、認定農業者を優先するものとし、農用地等の貸付けの時点において、以下の全ての要件を満たす個人又は農地所有適格法人に対して貸付けを行うものとする。

(ア) 個人にあつては、次の要件を満たす者とする。

a 主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上65歳未満の家族従事者がいるものであること。

ただし、その者が農業経営者であつて65歳以上であるときは、その後継者が現に農業に従事しているか、又は近く従事する見込みがあると認められること。

b その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する者であると認められるものであること。

(イ) 農地所有適格法人にあつては、業務執行権を有する構成員の過半が(ア)に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ウ) その農業経営における当該農用地等又は農業用施設等の権利の取得後の経営面積が基準面積を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合、花き栽培等の集約経営が行われる場合、少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合等については、基本構想を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。なお、基準面積については、必要な場合には、当該地域を二以上の区域に区分して定めても差し支えない。

(エ) その農業経営の資本装備が、当該市町村の基本構想で規定するところの生産方式に鑑み、農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

イ アの要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、1の(1)のウの(ウ)によるものとする。

ウ アの要件を満たす農業者以外の農業者の要件については、1の(1)のウの(エ)によるものとする。

エ アからウまでの要件を満たす農業者のほか、1の(1)のウの(オ)のaに掲げる適

格団体に対し農用地等の貸付けを行うことができる場合は、1の(1)のウの(オ)のbに掲げる場合とする。

第6 本事業の実施

農地中間管理機構等による本事業の実施については、次のとおりとする。

1 担い手支援タイプの事業

(1) 事業参加者の選定方法

ア 農用地等貸付事業又は農用地等売渡事業

農地中間管理機構等は、農用地等の売渡し等を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした経営計画を添付したもの。以下、アにおいて同じ。）を審査して、事業に参加する者（以下、1において「事業参加者」という。）を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業参加申込書の記載内容について実地調査（デジタル技術を活用し実地調査を行うことも可能である。以下同じ。）等を行うものとする。

また、土地改良事業等と相まって行う場合にあっては、推進協議会（要綱第9の1の(2)の推進協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

イ 農地所有適格法人出資事業

農地中間管理機構等は、農用地等の現物出資を受けようとする者が、当該農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（経営規模の目標、経営収支の現状・目標、出資の内容、耕作地等の集積状況等を明らかにした出資事業計画を添付したもの。）について、推進協議会及び経営指導、会計経理等に精通する者等の意見を踏まえ事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて出資事業計画書の記載内容について実地調査等を行うものとする。

ウ 農作業受託促進事業

農地中間管理機構等は、農作業受託を促進するための農作業受託料相当額の資金の貸付けを受けようとする者が、当該資金の貸付けに係る農用地等の所在する市町村の長を経由して提出する事業参加申込書（農作業受託の内容、資金借入の内容、経営規模の目標、経営収支の現状・目標、耕作地等の集積状況等を明らかにした資金導入計画を添付したもの。）を審査して事業参加者を選定するものとし、審査に当たっては、必要に応じて事業資金導入計画書の記載内容について実地調査等を行うものとする。

(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項

ア 農用地等売渡事業

(ア) 農地中間管理機構等は、農用地等及び農業用施設等の一時貸付けを行った後に売渡す場合にあっては、第5の1の(1)のウの要件を満たす者に対して第5の1の(1)のアにより買い入れた農用地等及び農業用施設等を貸付期間終了後に売り渡すこととして5年以内の賃借権を設定し、一時貸付けを行うものとする。ただし、事業参加者が認定就農者である場合など特に必要なものとして都道府県知事が承認した場合には、賃借権の設定期間を10年以内とすることができるものとする。

なお、貸付期間内に、貸付けを終了せざるを得ない又は事業参加者の構成員若しくは従業員が農業経営を開始する場合の取扱いについては下記によるものとする。

- a 事業参加者の事故等により貸付期間内において貸付けを終了せざるを得なくなった場合であって、別の事業参加者に対して貸付けを行うときは、5年（当初の貸付期間が5年を超える場合には、当該当初の貸付期間。次のbにおいて同じ。）から当該貸付けを終了せざるを得なくなった事業参加者に対して貸し付けた期間を控除した後の期間以内の期間を存続期間とする賃借権を設定するものとする。
 - b 貸付期間終了後に売渡しを予定している事業参加者の構成員又は従業員が、当該事業参加者に貸し付けている農用地等を利用して新たに農業経営を開始しようとするときは、事業参加者及び新たに農業経営を開始する構成員又は従業員の両者の連名により、農地中間管理機構等に貸付けの相手方の変更の申出をするものとする。この場合、農地中間管理機構等は、他に農用地等及び農業用施設等の貸付け等が困難であり、事業参加者の農業経営に影響がなく、かつ、新たに農業経営を開始する構成員又は従業員の農業経営の発展が見込めると認められるときは、事業参加者を変更し、5年から変更前の事業参加者に貸し付けた期間を控除した後の期間以内の期間を存続期間とする賃借権を設定するものとする。
- (イ) (ア)によるもののほか、農用地等及び農業用施設等を不動産割賦売買契約に基づき売り渡す場合（以下「分割払い型」という。以下同じ。）にあつては、次によるものとする。
- a 農地中間管理機構等は、事業参加者と書面により不動産割賦売買契約を締結するものとする。
 - b aの書面には、物件の詳細、代金、支払い方法、引渡しの時期、公租公課、使用収益権、処分制限、所有権移転の時期、契約解除条件、危険負担、損害賠償、連帯保証人その他必要な約款を記載するものとする。
 - c 農地中間管理機構等の当該農用地等の代金の回収期間は、5年以内とする。ただし、事業参加者が認定就農者である場合など特に必要なものとして都道府県知事が承認した場合には、回収期間を10年以内とすることができるものとする。
- (ウ) 事業参加者((イ)の規定に基づき不動産割賦売買契約を締結した事業参加者を除く。)は、(ア)の貸付期間の終了時において、当該農用地等及び農業用施設等の買受けが困難となった場合には、農地中間管理機構等に対し事業参加延長申請書を提出して、貸付期間の延長申請を行うことができるものとする。
- (エ) 農地中間管理機構等は、(ウ)による貸付期間延長の申請があつたときは、事業参加者の経営状況、今後の営農計画等を勘案し、事業参加者に買受けの意思があるにもかかわらず、その時点での買入れが困難な状況にあり、かつ、その後5年以内に買い受けることが確実と見込まれる場合には、1回に限り貸付期間の延長を行うことができるものとする。ただし、当初の貸付期間と延長分の

合計は、最長で10年以内とする。

(ウ) 農地中間管理機構等は、(エ)の貸付期間の延長を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を得るものとする。この場合、都道府県知事は、承認をしようとするときは、あらかじめ、地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に協議するものとする。

(カ) 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、それぞれ近傍類似の農用地等の価格から見て適当であると判断されることとし、必要に応じて農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(キ) 農用地等及び農業用施設等の貸付料

a 農地中間管理機構等は、(ア)の農用地等及び農業用施設等の一時貸付けの貸付料については、貸付期間を考慮して適切な水準の設定を行うものとする。

b 農地中間管理機構等は、貸付料収入に相当する額を当該農用地等及び農業用施設等の買入れの対価の支払いに係る借入金の元本償還に充てるものとする。

(ク) 農用地等の売渡価格

農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額(当該農用地等につき土地改良事業等が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち当該農地中間管理機構等が負担した額を加えた額)を基準とし、当該農用地等の買入価格を勘案した上で、必要に応じて農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(ケ) 売渡しを行う場合

農地中間管理機構等から農用地等及び農業用施設等の一時貸付けを受けた者が、売渡しの相手方として適当と認められない場合にあっては、農地中間管理機構等は、第5の1の(1)のウの要件を満たす者に対して一時貸付けを行っている農用地等及び農業用施設等を売り渡すことができるものとする。

イ 農地所有適格法人出資事業

(ア) 持分又は株式の取得

a 農地中間管理機構等は、出資の対象とする農地所有適格法人(以下「出資対象法人」という。)の定款に定めるところに従い、その出資に伴い付与される持分又は株式を取得する。

b aの持分又は株式には、出資対象法人に対する余剰配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権若しくは株式払戻請求権又は出資対象法人の解散に伴う清算後の配分財産請求権等の権利の一切が包括されているものでなければならないものとする。

c aにより出資対象法人の持分又は株式を取得するに当たっては、この法人の議決権は、当該出資対象法人の総社員又は総株主の議決権の2分の1を超えないようにするものとする。

(イ) 持分又は株式の譲渡等

a 農地中間管理機構等は、出資に伴い付与される持分又は株式の全てを、出

資対象法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからへまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対し分割して譲渡するものとする。なお、分割の方法は、当該出資対象法人の譲渡対象者間での合意により定めるものとする。

- b 農地中間管理機構等は、aの持分譲渡又は株式譲渡を行うため、譲渡対象者と持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結するものとする。
- c 持分譲渡又は株式譲渡は、農地中間管理機構等が当該出資対象法人に対し出資した日から15年以内（うち据置期間5年以内）に計画的に行うものとする。
- d bの持分譲渡契約又は株式譲渡契約の締結後に、構成員の新規加入、又は脱退等により、持分又は株式を取得する構成員に変更が生じた場合には、構成員間で再度譲渡の分割の方法について取決めを行い、この合意に従って当該持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更するものとする。なお、当該変更に伴い持分譲渡又は株式譲渡の期限の延長が必要となる場合は、農地中間管理機構等は、あらかじめ推進協議会及び経営指導、会計経理等に精通する者等の意見を踏まえ、都道府県知事の承認を受けた上で、cの期間内に限り、持分譲渡又は株式譲渡の期限の延長をすることができるものとする。
- e 農地中間管理機構等は、持分又は株式を取得する予定の構成員から、理由を付して持分取得又は株式取得の期限の延長を求める申請書の提出があった場合において、当該理由が災害等やむを得ないものと認められるときは、あらかじめ推進協議会及び経営指導、会計経理等に精通する者等の意見を踏まえ、都道府県知事の承認を受けた上で、bの持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更し、当該構成員に対する持分譲渡又は株式譲渡の期限を延長することができるものとする。ただし、当該延長は1回に限るものとし、その期間は5年を超えてはならないものとする。
- f 都道府県知事は、d及びeの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

(ウ) 持分又は株式の内容をなす権利の行使

農地中間管理機構等は、出資対象法人の運営に当たっては、当該出資対象法人の自主性を尊重するものとする。ただし、次に掲げる場合には、経営参与・監督是正的権利の行使等持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、当該出資対象法人の経営の健全性の確保を図るものとする。

- a 粉飾決算等利益を不当に減殺し、配当を行わない等構成員の利益を不当に損なうような行為を行った場合
- b 不当な理由で当該出資対象法人を解散させようとする場合
- c その他本事業の目的を損なう場合

(エ) 履行担保

農地中間管理機構等は、持分譲渡契約又は株式譲渡契約をする際に、当該契約により持分又は株式を取得することとされている構成員が持分又は株式の引取りを拒否し、かつ、対価を支払わない場合には、当該契約を解約した上で、他の構成員との間に新たに当該持分又は株式の譲渡契約を締結する旨を定め

るものとする。

(ウ) 積立金

農地中間管理機構等は、出資対象法人から受け取る配当金を、本事業の実施によりこの法人が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合等に備える積立金に充てるものとする。

ウ 農作業受託促進事業

農地中間管理機構等は、3年以上の定めがある農作業の受託に係る契約を締結した者に対し、当該契約の期間に応じて、当該契約に係る受託料相当額の5年分以内の額を一括して貸し付けることができる。

エ 農地条件整備事業

農地中間管理機構は、第5の1の(1)の事業においては以下の(ウ)に該当する場合又は農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）においては以下の(ア)から(ウ)までの全て（(イ)はa又はbのいずれか）に該当する場合に、条件整備に要する経費（条件整備に対して国及び地方公共団体等で実施している補助事業を活用する場合は、その補助事業における補助額を控除した額）に充てるための資金を、支援法人（基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から無利子で借り受けることができるものとする。なお、農地中間管理機構は、条件整備を行う場合には、国や地方公共団体等の補助事業の活用に極力努めることとする。

(ア) 農地の借入期間

農地中間管理事業において条件整備を実施する農地の借入れに係る契約の期間が、条件整備を実施する年度を含め10年以上であるとき（農地法第39条に規定する都道府県知事の裁定により農地中間管理権を設定する場合又は農地法第41条により利用権を設定する場合の農地（以下「知事裁定に係る農地」という。）を除く。）。

(イ) 貸付先の確保

- a 農地中間管理事業において条件整備を行う農地の具体的貸付先が、貸付先決定ルールに基づき決定されることが確実と見込まれ、かつ、その借受希望者が条件整備を希望しているとき。
- b 農地中間管理事業において条件整備を行う農地が存在する地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、条件整備を行えば、当該農地の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(ウ) 対象とする条件整備の内容

条件整備の内容が、農業生産に直接必要な農地の整備（改植等を含む。）を実施する事業であるとき（果樹棚等その農地を利用する上で必要な農業用の構築物の整備は対象とするが、乾燥調製施設、農畜産物加工施設、直売所等の用地及び施設の整備は対象としない。）。

(エ) 留意事項

- a 農地中間管理機構は、農地中間管理権を取得している農地について条件整備を行う場合、当該農地の所有者から、土地の形質等につき変更を加えるこ

とについて書面による同意を得ておくものとし、所有権を取得している農地については、売渡予定者から書面による同意を得ておくものとする。

- b 農地中間管理機構は、条件整備が他の農業者の農業経営等の妨げになることのないよう留意するものとする。
- c 知事裁定に係る農地については、正当な事由があると認められる場合を除き、農地の借入れの合計期間が 10 年以上になるまで、当該農地の借入れの継続に努めることとする。

オ 農用地等貸付事業

旧農地売買等事業により農用地等を借り入れ、又は貸し付ける場合にあつては、以下のとおりとする。

なお、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、都道府県、市町村、農業委員会又は関連事業の実施主体となる農業団体等から旧農地保有合理化法人において農用地等の権利を取得すべき旨の申出を受けた場合に行うものとする（なお書きについては、要綱第 4 の 1 の(1)の農用地等売渡事業により農用地等を買入れ又は売渡しを行う場合において同じ。）。

(ア) 農用地等の借入れに当たっては、その賃貸借の存続期間を 6 年以上とし、農用地等を借り入れるときにおいて貸付けの相手方が確保されていない場合にあつては、原則として使用貸借による権利の設定を行い、貸付けの相手方が確保された時点で賃借権による権利の設定に変更するものとする。

(イ) 農用地等の貸付けに当たっては、原則として賃借権による権利の設定を行うものとする。

2 一般タイプの事業

一般タイプの事業により借り入れた農用地等を貸し付ける場合は、原則として賃借権による権利の設定を行うものとする。

3 農用地等又は農業用施設等若しくは農業用機械の売渡し等に係る指導・助言

旧農地保有合理化法人は、売渡し後における農用地等又は農業用施設等若しくは農業用機械の利用に関する状況を把握し、目標面積の達成及び農用地等又は農業用施設等若しくは農業用機械の適正利用について指導・助言を行うものとする。

ただし、都道府県知事がやむを得ないと認める場合には、市町村等に当該業務を委託することができる。

第 7 本事業の実施計画

要綱第 6 の 4 の「経営局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- 1 担い手支援タイプの事業の農用地等貸付事業、農用地等売渡事業及び一般タイプの事業それぞれにおいて、買入面積、売渡面積及び新規貸付面積につきそれぞれの合計の 30 パーセントを超える増減
- 2 要綱第 4 の 3 の所有者不明農地借入事業において、補償金等総額の 30 パーセントを超える増減
- 3 担い手支援タイプの事業の農用地等売渡事業又は農地所有適格法人出資事業それぞれにおいて、買入価額又は現物出資する農用地の評価価格につきそれぞれの合計の

10 パーセントを超える増加

4 担い手支援タイプの事業の農作業受託促進事業の農作業受託料相当額の貸付額の合計の 30 パーセントを超える増減

5 借入資金利子助成事業の年間調達金額については 10 パーセントを超える増加又は年度末借入残高については 30 パーセントを超える増減

第 8 本事業の実施に要する資金の貸付け

要綱第 8 に規定する本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ又は農地の条件整備又は所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確認することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権取得若しくは共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であってその二分の一以上の共有持分を有する者を確認することができないものをいう。以下同じ。）の賃借権取得等に要する資金の貸付けは、別紙「担い手支援資金の貸付けについて」及び次に掲げることに留意するものとする。

1 貸付対象

資金の貸付けに当たっては、担い手支援資金（要綱第 4 の 1 及び 3 の事業に要する資金をいう。以下同じ。）から貸し付けるものとする。

2 本事業に係る資金貸付期間

支援法人が農地中間管理機構等に資金を貸し付ける期間は、次のとおりとする。

(1) 農用地等売渡事業

5 年（第 6 の 1 の (2) のアの (ア) のただし書に基づき 10 年以内の賃借権を設定したものにあっては、当該設定期間以内。）

ただし、次に掲げる場合にあっては、資金貸付期間を延長することができるものとする。

ア 土地改良事業等と相まって行う場合

農地中間管理機構等が買入れた農用地等及び農業用施設等に係る当該土地改良事業等の実施状況、今後の実施見込み及び農地中間管理機構等の保有地の今後の処理方針等を勘案し、貸付期間の延長を行うことが適当であると認められ都道府県知事の承認を受けたとき。

イ 一時貸付けの後に売渡しを行う場合（第 6 の 1 の (2) のアの (イ) に規定する分割払い型を除く。）

第 6 の 1 の (2) のアの (イ) の規定により都道府県知事の承認を受けて貸付期間の延長を行ったとき。

(2) 農地所有適格法人出資事業

15 年以内（うち据置期間 5 年以内）。

ただし、第 6 の 1 の (2) のイの (イ) の d 及び e の規定により都道府県知事の承認を受けて持分譲渡又は株式譲渡の期限の延長を行ったときは、資金貸付期間の延長をすることができる。

(3) 農作業受託促進事業

5 年以内

(4) 農地条件整備事業

ア 第5の1の(1)の事業の場合は5年以内

イ 農地中間管理事業の場合は10年以内

(5) 所有者不明農地借入事業

40年以内

3 資金貸付期間の延長は、次により行うものとする。

(1) 農地中間管理機構等は都道府県知事に対し農地売買等支援事業に係る貸付期間延長計画承認申請書を提出して貸付期間の延長の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、アの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(3) 資金貸付の延長期間は、次のとおりとする。

ア 土地改良事業等の実施状況及び今後の実施見込み及び農地中間管理機構等の保有地の処理方針等を勘案して定める期間以内

イ 一時貸付けの後に売渡しを行う場合(第6の1の(2)のアの(イ)に規定する分割払い型を除く。)にあつては、5年以内で、第6の1の(2)のアの(エ)の規定による延長後の貸付期間

4 貸付事務の手続

(1) 貸付けを行うに当たっては、支援法人は担い手支援資金の貸付規程を定め、経営局長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) (1)の貸付規程には、貸付けの相手方、償還期限、貸付金額の限度、償還の方法、担保その他貸付け及び債権管理に関し必要な事項を定めるものとする。

5 農地所有適格法人出資事業に係る取扱い

農地中間管理機構等が既に所有している農用地等を要綱第4の1の(2)に規定する現物出資の対象とする場合には、当該農用地等の取得を本事業による取得とみなして、本事業の実施に要する資金の貸付けができるものとする。この場合、当該貸付金は当該農用地等の買入れに係る金融機関等からの借入金の償還に充てるものとする。

6 所有者不明農地借入事業に係る取扱い

支援法人は、農地中間管理機構が実施する所有者不明農地借入事業について、次に掲げる場合、補償金又は借賃の支払いに充てるための資金を、農地中間管理機構に無利子で貸し付けることができるものとする。

(1) 農地法第41条第5項の規定により、賃料相当の補償金を供託する場合

(2) 機構法第22条の3の規定により、公示を行い同法第18条第2項第2号の規定に基づき借賃の支払いの相手方として定めた者として判明共有者一名に一括して借賃を支払う場合及びその者が賃料の受取を希望しない際に供託する場合

第9 補助対象経費

1 要綱第4の4の事業については年間を通じた実施が必要な事業であることから、事業着手日を4月1日とし、事業着手日以降の経費について補助の対象とする。

2 要綱第11の1の「経営局長が別に定めるもの」とは、別表に定めるとおりとする。

第10 研修等事業(基盤強化法第7条第4号に規定する事業をいう。以下同じ。)との関連

農地中間管理機構が担い手支援タイプの事業により買い入れた農用地等を研修等事

業に充てた場合には、一時貸付期間の延長は行わないものとする。

第11 実施計画承認申請書等の様式について

次に掲げる農地売買等支援事業実施計画承認申請書等の様式は、次によるものとする。

- 1 農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書
 －農地中間管理機構等用－ …… 参考様式1
- 2 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ（〇〇事業））
 参加申込書（延長申請書）－個人用－ …… 参考様式2-1-1
- 3 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ（〇〇事業））
 参加申込書（延長申請書）－法人用－ …… 参考様式2-1-2
- 4 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ（農地所有適格法人出資事業））
 参加申込書（延長申請書） …… 参考様式2-2
- 5 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ（農作業受託促進事業））
 参加申込書－個人用－ …… 参考様式2-3-1
- 6 農地売買等支援事業（担い手支援タイプ（農作業受託促進事業））
 参加申込書－法人用－ …… 参考様式2-3-2
- 7 農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書－支援法人用－ .. 参考様式3
- 8 農地売買等支援事業実績報告書－農地中間管理機構等用－ …… 参考様式4
- 9 農地売買等支援事業実績報告書－支援法人用－ …… 参考様式5
- 10 農地売買等支援事業交付決定前事前着手届 …… 参考様式6

(別紙)

担い手支援資金の貸付けについて

第1 担い手支援資金の貸付対象

担い手支援資金（農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。）第8の1に規定する資金をいう。以下同じ。）の貸付けの対象は、農地中間管理機構等が行う農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1及び3に規定する事業（以下「事業」という。）とする。

第2 担い手支援資金の貸付条件

担い手支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。

1 利率

無利子とする。

2 貸付金額の限度

要綱第4の1及び3の事業に必要となる資金額以内とする。

3 償還期限

(1) 要綱第4の1の(1)及び(5)の事業に要する資金

5年（要領第6の1の(2)のアの(ア)のただし書に基づき10年以内の賃借権を設定したものにあっては、当該期間）以内とする。ただし、支援法人（基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）は、農地中間管理機構等が要領第6の1の(2)のアの(オ)の規定により都道府県知事の承認を得たものであって、特に必要があると認めるときは、農地中間管理機構等の申出により償還期限を延長することができるものとする。

(2) 要綱第4の1の(2)の事業に要する資金

15年以内（据置期間5年以内を含む。）とする。ただし、支援法人は、農地中間管理機構等が要領第6の1の(2)のイの(イ)のd又はeの規定により都道府県知事の承認を得たものであって、特に必要と認めるときは、農地中間管理機構等の申出により償還期限を延長することができるものとする。

(3) 要綱第4の1の(3)の事業に要する資金

5年以内とする。

(4) 要綱第4の1の(4)の事業に要する資金

10年以内とする。ただし、要綱第4の1の(1)の事業と併せて行う場合は5年以内とする。

(5) 要綱第4の3の事業に要する資金

40年以内とする。

4 償還方法

(1) 要綱第4の1の(2)、(3)及び(5)並びに第4の3に掲げる事業

年賦償還とする。

(2) 要綱第4の1の(1)に掲げる事業

一時償還とする。ただし、農用地等又は農業用施設等の対価の支払いを分割払い型（要領第6の1の(2)のアの(イ)に規定する分割払い型をいう。以下同じ。）とした場合は、年賦償還とする。

(3) 要綱第4の1の(4)に掲げる事業

一時償還又は年賦償還とする。

5 繰上償還

支援法人は、農地中間管理機構等が次のいずれかに該当する場合には、当該貸付金の全部又は一部について繰上償還を行わせるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合
- (2) 虚偽の申出その他不正な手段により、貸付金の貸付けを受けた場合
- (3) 事業を廃止し、又は事業の実施が不能となった場合
- (4) 担い手支援資金の全部又は一部を事業に充当しなかった場合

6 延滞金等の徴収等

- (1) 支援法人は、農地中間管理機構等が償還期日に償還すべき金額を支払わなかった場合には、償還期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した金額を延滞金として徴収するものとする。
- (2) 支援法人は、5の(1)又は(2)に該当するものとして繰上償還させる場合には、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該繰上償還させる金額につき年10.95%の割合で計算した金額を違約金として徴収するものとする。
- (3) (1)の延滞金及び(2)の違約金は、第5の2の基金に繰り入れるものとする。

7 担保措置

支援法人は、担い手支援資金を貸し付ける場合（3の(1)又は(2)のただし書に基づき償還期限を延長した場合を含む。）には、債権の保全のために必要な措置をとるものとする。

第3 担い手支援資金の貸付手続

1 貸付計画の作成

- (1) 支援法人は、担い手支援資金の貸付けを受けようとする農地中間管理機構等から四半期及び事業年度ごとの担い手支援資金実施計画（以下「実施計画」という。）を提出させるものとする。
- (2) 支援法人は、(1)により提出された実施計画に基づき、四半期及び事業年度ごとの貸付計画を農地中間管理機構等別に作成し、要領第3に規定する資金調達の実施前に、経営局長の承認を得るものとする。
- (3) 支援法人は、農地中間管理機構等ごとの年間貸付額の10パーセント以上の増加の変更については、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

2 貸付けの決定

- (1) 支援法人は、貸付金の貸付けを受けようとする農地中間管理機構等に1の(2)の貸付計画の範囲内で、四半期ごとの資金払出計画を添付した借入申込書を提出させるものとする。
- (2) 支援法人は、農地中間管理機構等の(1)の借入申込みに当たっては、要綱第6の1の規定により都道府県知事の承認を受けた農地売買等支援事業実施計画書の写しを

添付させるものとする。

- (3) 支援法人は、(1)及び(2)により提出された借入申込書等を審査の上、貸付けの決定を行い、その旨を農地中間管理機構等に通知するものとする。

3 貸付けの実行及び資金の払出し

- (1) 支援法人は、農地中間管理機構等に対し、借用証書その他の必要書類を提出させるものとする。
 - (2) 支援法人は、(1)により提出された借用証書等を審査の上、支援法人があらかじめ定めた貸付実行日に貸付けを行い、その旨を農地中間管理機構等に通知するものとする。
 - (3) 支援法人は、貸付実行額の全額を貸付未払金として保留し、当該貸付未払金の払出しは、支援法人があらかじめ定めた払出指定日から起算して30日以内に農地中間管理機構等が必要とする金額の払出請求書を提出させて行うものとする。
 - (4) 支援法人は貸付けを行うに当たって、農地中間管理機構等に対して、貸付金の受払いの状況を明確にするため、区分経理、証拠書類の保管等を行わせるものとする。
- 4 支援法人及び都道府県知事は、貸付けの決定及び実行に係る事務手続が円滑かつ適正に実施されるよう、金融機関の協力を得て、農地中間管理機構等を指導するものとする。

第4 担い手支援資金の償還期限延長手続

- 1 支援法人は、農地中間管理機構等が第2の3の(1)又は(2)のただし書に規定する貸付金の償還期限の延長を支援法人に申し出る場合には、あらかじめ、要領第6の1の(2)のイの(イ)又は第6の1の(2)のイの(イ)のd若しくはeの規定により都道府県知事の承認を受けた農地売買等支援事業に係る貸付期間の延長計画（以下「延長計画」という。）の写しを添付させるものとする。

なお、申出は、やむを得ない場合を除き、償還期限の延長を要する債権の償還期限の属する四半期の直前の四半期までに一括して行わせるものとする。

- 2 支援法人は、農地中間管理機構等の延長申出内容等が1の規定により提出された延長計画の変更（延長対象金額の5パーセントを超える増加、20パーセントを超える減少及び償還期限の延長）に該当する場合には、要領第8の3の規定を準用し農地中間管理機構等に延長計画の変更承認を受けさせるものとする。
- 3 支援法人は、1及び2により提出された書類を審査の上、農地中間管理機構等に対して同意の可否を通知するものとする。

第5 支援法人の会計等

- 1 支援法人は、担い手支援資金の貸付けに係る経理について、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- 2 支援法人は、1の勘定に担い手支援貸付原資基金及び借入資金貸付金（以下「担い手支援貸付金」という。）を設置するものとする。なお、次に掲げる資産及び負債については、担い手支援貸付原資基金に帰属するものとする。
 - (1) 廃止前の長期育成資金の貸付けについて（平成13年4月1日付け12経営第2062号農林水産省経営局長通知。以下同じ。）第5の3の長期育成貸付原資基金に属する資産及び負債

- (2) 廃止前の担い手育成資金の貸付けについて（平成 14 年 4 月 1 日付け 13 経営第 7027 号農林水産省経営局長通知。以下同じ。）第 5 の 2 の担い手育成貸付原資基金に属する資産及び負債
 - (3) 廃止前の経営支援出資事業資金貸付金の貸付けについて（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8812 号農林水産省経営局長通知。以下同じ。）第 5 の 2 の経営支援出資事業資金貸付原資基金に属する資産及び負債
 - (4) 廃止前の総合支援事業資金貸付金の貸付けについて（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7465 号農林水産省経営局長通知。以下同じ。）第 5 の 2 の担い手総合支援事業資金貸付原資基金に属する資産及び負債
 - (5) 廃止前の担い手支援農地保有合理化事業実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7676 号農林水産省経営局長通知）の別紙「担い手支援資金の貸付けについて」第 5 の 2 の担い手支援貸付原資基金に属する資産及び負債
- 3 支援法人は、担い手支援貸付金に属する資産を、担い手支援資金又は担い手支援資金の貸付業務の運営に要する経費（5により担い手支援貸付金に繰り入れた額の範囲内で経営局長の承認を受けた額に限る。）以外の目的に使用してはならないものとする。
- 4 支援法人は、担い手支援貸付金に属する資産を、次に掲げる方法により管理するものとする。

ただし、借入資金貸付金にあつては、(1)に掲げる方法のみにより管理することとする。

- (1) 銀行又は農林中央金庫への預金
 - (2) 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券の取得
 - (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
 - (4) (2)により取得した有価証券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
- 5 支援法人は、4により生じた収入は、それぞれ帰属する担い手支援貸付原資基金又は借入資金貸付金に繰り入れるものとする。ただし、支援法人は当該収入を担い手支援資金の貸付け及び償還にかかる経費であつて、経営局長の承認を得たものの支出に充てることができるものとする。
- 6 支援法人は、1の勘定に係る経理規程を定めるものとする。

第6 担い手支援資金の審査

- 1 支援法人は、公認会計士、金融機関等の第三者たる専門家で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、担い手支援資金の調達、貸付け、償還及び会計に関する事務（以下「調達等事務」という。）について、四半期ごとに審査会の審査を受けなければならない。
- 2 支援法人は、審査会の審査の結果、調達等事務について改善の措置を求められたときは、改善報告書を速やかに作成し、審査会の承認を受けるものとする。
- 3 支援法人は、審査会の審査結果及び承認を受けた改善報告書を速やかに経営局長に提出するとともに、当該改善報告書に基づき、調達等事務の改善のための措置を講じるものとする。

第7 実績報告

- 1 支援法人は、毎年度四半期ごとに農地中間管理機構等から貸付金の貸付けに係る実績を報告させるものとする。
- 2 支援法人は、事業の貸付金の貸付け、償還期限の延長及び農地中間管理機構等からの償還について四半期ごとの状況を経営局長に報告するものとする。
- 3 支援法人は、毎年度5月15日までに、前年度に係る貸付金の貸付け、償還期限の延長、農地中間管理機構等からの償還及び前年度末における貸付金の貸付残高の状況について経営局長に報告するものとする。

第8 経過措置

次に掲げる場合には、この通知の規定にかかわらず、なおそれぞれ従前の規定に基づき貸付金の償還、償還期限の延長、会計等及び実績報告を行うものとする。

- 1 平成19年3月31日以前に廃止前の長期育成資金の貸付けに基づき長期育成資金を貸し付けた場合
- 2 平成19年3月31日以前に廃止前の担い手育成資金の貸付けに基づき担い手育成資金を貸し付けた場合
- 3 平成19年3月31日以前に廃止前の経営支援出資事業資金貸付金の貸付けに基づき経営支援出資事業資金貸付金を貸し付けた場合
- 4 平成19年3月31日以前に廃止前の総合支援事業資金貸付金の貸付けに基づき総合支援事業資金貸付金を貸し付けた場合
- 5 平成24年3月31日以前に廃止前の担い手支援資金貸付金の貸付けに基づき担い手支援資金貸付金を貸し付けた場合

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 担い手支援農地保有合理化事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7676号農林水産省経営局長通知）は廃止する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は平成26年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行時において、現に旧農地保有合理化法人が買入れ又は借り入れて保有する農用地等の買入れ又は借入れに要した資金及び旧農地保有合理化法人が買入れにより保有する農業用施設の買入れに要した資金に係る利子助成及び貸付金の償還については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行時において、現に農地中間管理機構等が買入れにより保有する農業用施設等の買入れに要した資金及び金銭出資に要するに係る利子助成及び貸付金の

償還については、なお従前の例による。

- 3 農地売買円滑化事業の運用について（平成 13 年 4 月 1 日付け 12 経営第 2145 号農林水産省経営局長通知）は廃止する。なお、現に積み立てている貸付料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、平成 28 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和元年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 農地売買等支援事業に係る補助対象経費（例示）

科 目	費 目	補助対象事例	補助対象外事例
業 務 費	賃 金	○アルバイト賃金	
	給 料	○会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当等	
	報 酬	・事務処理、データ入力及び整理、資料収集整理及び作成等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う、実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいう。以下同じ。）	
	職員手当等	○連携強化活動手当 ・農地中間管理事業の実施に関係する団体等と連携するために要する活動に従事する専門職員に対して支払う、実働に応じた対価	
	報 酬 費	○学識経験者への協議会等への出席謝金	○土産代等左以外の報償費
	旅 費	○農地中間管理事業の実施に関係する団体等と連携するために要する活動するための旅費 ○協議会・説明会等会議出席旅費 ○学識者会議出席旅費 ○現地調査・調整旅費	
	需 用 費	○農地中間管理事業の実施に関係する団体等と連携するために必要となる協議会・説明会等会議資料作成費 ○会議における茶菓代 ○契約書類、登記申請書等関連資料作成費 ○現地調査・調整等に要する燃料代	○懇親会費 ○事業以外の用途に供する消耗品、資料費
	役 務 費	○郵便料等の通信運搬費 ○農地中間管理機構等が事業を実施する際に必要となる手数料 ○インターネット等回線使用料	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
使 用 料	○会議、打合せのための会場借料	○懇親会会場借料	
賃 借 料	○現地調査・調整等に要する自動車使用料 ○会議資料、契約書類等の作成に要するパソコンの賃借料	○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供するパソコンの賃借料	
諸 税	○農地中間管理機構等が事業を実施する際に必要となる登録免許税、固定資産税、収入印紙税		

人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとする。

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（住 所）
（名 称）
（代表者）

農地売買等支援事業実施計画につき、農地売買等支援事業実施要綱第6の1の規定による承認を受けたいので別紙のとおり申請する。

〔 年 月 日付け 第 号で承認のあった農地売買等支援事業の実施計画を
変更したいので、農地売買等支援事業実施要綱第6の4の規定に基づき、別紙のとおり
申請する。 〕

（注） 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

令和 年度農地売買等支援事業実施計画

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等			合 計		
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	件数	面積	価額	
前年度末 保有量	合 計	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
本 年 度 分	買入	合 計														
		一時払い型														
		分割払い型														
	売渡	合 計														
		一時払い型														
		分割払い型														
	一時貸付	一時払い型														
	本 年 度 末 保 有 量	合 計														
		一時払い型														
		分割払い型														

(記載注意)

- 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売り渡した面積を〔 〕内に記載する。なお、分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。
- 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(2) 農地所有適格法人出資事業

ア 出資を受ける農地所有適格法人の概要等

①法 人 名	
②住 所	
③農業経営改善計画の認定時期	
④法 人 形 態	
⑤法 人 設 立 年 月 日	
⑥構 成 員 数	
⑦現状の経営形態・面積	
⑧出資後の経営形態・面積	
⑨出 資 等 の 時 期	

イ 農用地等の出資等の概要

①所在地 (単位：㎡、千円)

番号	所在地 (大字・字)	地番	現状 地目	土地の 利用方法	評価 価額	付与する持分又は株式	
						口数	金額
計							

②構成員別出資と農地中間管理機構等の持分又は株式の比率

番号	構成員		(ア)既往出資		(イ)今回出資		(ア)+(イ)出資合計	
	氏名	資格(注)	口数	金額	口数	金額	口数	金額
	その他							
	小計							(A)
	農地中間管理機構等							
	計							(B)

(注) 構成員資格欄は、農地法第2条第3項第2号のイ～へに掲げるものを記号で記載してください。

農地中間管理機構等の持分又は株式比率： (A) / (B) × 100 = ○○%、議決権○○%
--

③出資に伴う農地中間管理機構等の持分又は株式の譲渡を受ける予定の構成員 (上段：口数、下段：金額(千円))

構成員氏名	年度									計
計										

(記載注意)

変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(3) 農作業受託促進事業

市町村名	農作業の受託者・ 生産組織等の名称	作業種目・ 作業数	作業単価	受託 面積	受託契約 期間	農作業受託料 相当額の貸付額	備考
			円/ha	ha	年	千円	

(記載注意)

- 1 作業単価については、作業種目毎に記入し、受託者・生産組織等の合計作業単価を記載すること。
- 2 受託面積については、作業種目別に記入し、受託者・生産組織等の合計については、実面積を記入すること。
- 3 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(4) 農地条件整備事業

実施区域 (市町村名)	事業実施主体	補助事業等の 名称	事業内容及 事業量	機構・特例の 区分	実施 (受益) 面積 (ha)	機構の負担額 (千円)	借入金の額 (千円)	返 還 期 間	備 考
								()	

(記載注意)

- 1 事業を実施する区域ごとに作成すること。
- 2 「機構・特例の区分」欄は、農地中間管理事業を活用する場合は「機構」と、特例事業を活用する場合は「特例」と、両事業を活用する場合は、「機構・特例」を記入すること。
- 3 「借入金の額」欄は、支援法人から無利子で資金を借りる金額を記入すること。
- 4 「返還期間」欄は、借入金の額を返還する期間を、() 書きは年数を記入すること。

(5) 農用地等貸付事業

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			合 計		
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円
	使用貸借												
	未貸付												
本 年 分	継続貸付												
	新規貸付												
	解 約												
	返 還												
本年度末 保有量	賃貸借												
	使用貸借												
	未貸付												

(記載注意)

- 1 各欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。
継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 2 解約とは、旧農地保有合理化法人と転借人、返還とは、地主と旧農地保有合理化法人との関係である。
- 3 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

ア 賃借料一括前払い（合計 年分）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			合 計		
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円
	使用貸借												
	未貸付												
本 年 分	継続貸付												
	新規貸付												
	解 約												
	返 還												
本年度末 保有量	賃貸借												
	使用貸借												
	未貸付												

(記載注意)

一括前払いする期間（6年から10年）ごとに作成し、記載すること。

イ 賃借料年払い（合計 年分）

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

(記載注意)

賃貸借期間（6年から50年）ごとに作成し、記載すること。

(6) 担い手支援資金年間借入計画

(単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農用地等売渡事業													
農地所有適格法人出資事業													
農作業受託促進事業													
農地条件整備事業													
合 計													

(記載注意)

- 1 事業ごと及び担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(7) 担い手支援資金年間償還計画 (令和(平成) 年度借入分)

(単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農用地等貸付事業													
農用地等売渡事業													
農地所有適格法人出資事業													
農作業受託促進事業													
農業用機械・施設導入事業													
農地条件整備事業													
合 計													

(記載注意)

- 1 事業ごと及び担い手支援資金を償還する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

2 一般タイプの事業

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

(記載注意)

- 1 解約とは、旧農地保有合理化法人と転借人、返還とは、地主と旧農地保有合理化法人との関係である。
- 2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

賃借料年払い (合計 年分)

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

(記載注意)

賃貸借期間 (3年から20年) ごとに作成し、記載すること。

3 所有者不明農地借入事業

区 分	農地		補償金等総額	備考
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				/
本年度				

(記載注意)

- 1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。
 なお、変更理由については、備考に記載すること。
- 2 補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃の支払いの両方を含めること。

(1) 担い手支援資金年間借入計画 (単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明農地借入事業													

(記載注意)

- 1 担い手支援資金を借入する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

(2) 担い手支援資金年間償還計画 (令和 年度借入分) (単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明農地借入事業													

(記載注意)

- 1 担い手支援資金を償還する時期ごとに価額を記載すること。
- 2 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように記載すること。

4 農地中間管理事業の実施に関する団体等との連携活動計画

①協議会開催 回数

開催時期	開催内容の概要
月	
月	

②連携強化活動内容

区 分	人員	活 動 内 容
連携強化活動手当対象者	人	地区数 地区
資料作成作業員	人	

農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）
（農用地等売渡事業）

<input type="checkbox"/>	参加申込書
<input type="checkbox"/>	延長申請書

◇ 該当する方に○を記入して下さい。

参加申込（延長申請）日	令和 年 月 日
-------------	----------

参加申込（延長申請）先

農地中間管理機構等名	
代表者名	

 殿

参加申込（延長申請）者

住所	
氏名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農用地等売渡事業に参加したく、経営計画書を添えて申し込みます。

◇ 延長申請の場合は次に記入して下さい。

次により参加承認のあった農地売買等支援事業（担い手支援タイプの農用地等売渡事業）の実施期間の延長をお願いしたく、農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、経営計画書を添えて申し込みます。

参加承認年月日・番号	令和 年 月 日付け 第 号
------------	----------------

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

経 営 計 画 書

本事業により農用地等を取得する 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

1 農用地等の集積の現況等

区 分	現 況		本事業により取得する 農用地等	
	(年 月)		団地化面積	
水 田	a		a	a
うち借地	a		a	a
普通畑	a		a	a
うち借地	a		a	a
飼料用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
施設用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
その他	a		a	a
うち借地	a		a	a
《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目			面 積	
			a	
			a	
			a	

2 農地条件整備

<input type="checkbox"/>	希望する	農地中間管理機構等からの資金借入	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
<input type="checkbox"/>	希望しない					

◇ 「希望する」に○を付けた場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画

（単位：千円）

予定年度	農地買入及び 農地条件整備内容	必要額	資金調達計画		
			融 資	自己資金	その他
合 計					

◇ 2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

4 経営収支の現状

現 状 () 年					
	部 門	生産規模	生産量 (販売量)	単 価	販 売 額
収 入	生産と販売		()	円	千円
	計①				
支 出	部 門				
		雇 用 労 賃			
		借 入 金 利 子			
		減 価 償 却 費②			
		計③			
農 業 所 得④ (①-③)					
農 外 所 得⑤					
租 税 公 課 諸 負 担⑥					
家 計 費⑦					
経 済 余 剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)					
償 還 財 源⑨ (②+⑧)					
償 還 元 金⑩					
差 引 余 剰⑨-⑩					

◇ 一時貸付を行わない場合は、記載不要です。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

◇ 記入上の注意

「1 農用地等の集積の現況等」

- ① 区分別に現況と本事業により取得する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって取得した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農地を取得することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、買入れを希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「2 農地条件整備」

買入れと併せて、農地条件整備の希望の有無を記入して下さい。

なお、希望する場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

「3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」

2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

また、2で「希望する」とした事業については、予定年度欄を○で囲んで、希望する事業であることが分かるように記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

「4 経営収支の現状」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、基本構想水準到達農業者の場合は農業経営改善計画と同様の内容を記載した書面、認定就農者の場合は青年等就農計画の写しを、中心経営体の場合には、人・農地プランの写しを現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）
（農用地等売渡事業）

<input type="checkbox"/>	参加申込書
<input type="checkbox"/>	延長申請書

◇ 該当する方に○を記入して下さい。

参加申込（延長申請）日	令和 年 月 日
-------------	----------

参加申込（延長申請）先

農地中間管理機構等名	
代表者名	

 殿

参加申込（延長申請）者

住所	
法人名	
代表者名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農用地等売渡事業に参加したく、経営計画書を添えて申し込みます。

◇ 延長申請の場合は次に記入して下さい。

次により参加承認のあった農地売買等支援事業（担い手支援タイプの農用地等売渡事業）の実施期間の延長をお願いしたく、農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、経営計画書を添えて申し込みます。

参加承認年月日・番号	令和 年 月 日付け 第 号
------------	----------------

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

経 営 計 画 書

本事業により農用地等を取得する 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

1 農用地等の集積の現況等

区 分	現 況		本事業により取得する 農用地等	
	(年 月)			団地化面積
水 田	a		a	a
うち借地	a		a	a
普通畑	a		a	a
うち借地	a		a	a
飼料用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
施設用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
その他	a		a	a
うち借地	a		a	a
《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目				面 積
				a
				a
				a

2 農地条件整備

<input type="checkbox"/>	希望する	農地中間管理機構等からの資金借入	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
<input type="checkbox"/>	希望しない					

◇ 「希望する」に○を付けた場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画

（単位：千円）

予定年度	農地買入、機械施設の整備内容	必要額	資金調達計画		
			融 資	自己資金	その他
合 計					

◇ 2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

4 経営収支の現状

現 状 () 年					
	部 門	生産規模	生産量 (販売量)	単 価	販 売 額
収 入	生 産 と 販 売		()	円	千円
		計①			
支 出	部 門				
	雇 用 労 賃				
	借 入 金 利 子				
	減 価 償 却 費②				
計③					
農 業 所 得④ (①-③)					
農 外 所 得⑤					
租 税 公 課 諸 負 担⑥					
そ の 他 負 担⑦					
経 済 余 剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)					
償 還 財 源⑨ (②+⑧)					
償 還 元 金⑩					
差 引 余 剰⑨-⑩					

◇ 一時貸付を行わない場合は、記載不要です。

◇ 添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

--

◇ 記入上の注意

「1 農用地等の集積の現況等」

- ① 区分別に現況と本事業により取得する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって取得した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農地を取得することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により取得を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、買入れを希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「2 農地条件整備」

買入れと併せて、農地条件整備の希望の有無を記入して下さい。

なお、希望する場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、3の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

「3 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」

2で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

また、2で「希望する」とした事業については、予定年度欄を○で囲んで、希望する事業であることが分かるように記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

「4 経営収支の現状」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

なお、添付資料（農業経営改善計画等の写しを現在の内容に適宜手書き等で修正したもの）に同一内容の記載がある場合は、「添付資料P. ○に記載の通り」等と明記することで代替が可能です。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、特定農業法人の場合は、農業経営改善計画に準ずる書面の写しを、現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）
（農地所有適格法人出資事業）

<input type="checkbox"/>	参加申込書
<input type="checkbox"/>	延長申請書

◇ 該当する方に○を記入して下さい。

参加申込（延長申請）日	令和 年 月 日
-------------	----------

参加申込（延長申請）先

農地中間管理機構等名	
代表者名	

 殿

参加申込（延長申請）者

住所	
法人名	
代表者名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農地所有適格法人出資事業に参加したく、出資事業計画書を添えて申し込みます。

◇ 延長申請の場合は次に記入して下さい。

次により参加承認のあった農地売買等支援事業（担い手支援タイプの農地所有適格法人出資事業）の実施期間の延長をお願いしたく、農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、出資事業計画書を添えて申し込みます。

参加承認年月日・番号	令和 年 月 日付け 第 号
------------	----------------

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

出 資 事 業 計 画 書

本事業により出資を受ける 予定時期	令和 年 月
----------------------	--------

1 現物出資の内容等

① 現物出資を希望する場合の農用地等の概要及び付与する持分等

番号	所在・地番・地目	評価価額	付与する持分又は株式		備考
			口数	金額	
		千円		千円	

② 出資と持分等及び議決権

番号	構 成 員		既往出資 (ア)		今回出資 (イ)		出資合計 (ア)+(イ)		議決権 の数 (出資直後)	備考
	氏 名	資 格	口数	金額	口数	金額	口数	金額		
				千円		千円		千円		
	その他									
	小 計									
	農地中間管理機構等						(A)		(A)	
	計						(B)		(B)	

農地中間管理機構等の持分又は株式口数比率：(A) / (B) × 100	%
農地中間管理機構等の持分又は株式議決権比率：(A) / (B) × 100	%

③ 持分等の譲渡計画

(単位：千円)

構 成 員		年度	年度	年度	年度	年度	年度	計
	口数							
	金額							
	口数							
	金額							
	口数							
	金額							
	口数							
	金額							

2 農用地等の集積の現況等

区 分	現 況		農地売買等支援事業により 取得する農用地等	
	(年 月)		団地化面積	
水 田	a		a	a
うち借地	a		a	a
普通畑	a		a	a
うち借地	a		a	a
飼料用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
施設用地	a		a	a
うち借地	a		a	a
その他	a		a	a
うち借地	a		a	a
《農地売買等支援事業の実施又は実施予定の詳細》				
所在・地番・地目		買入・現物出資の別		面 積
				a
				a
				a

3 農地条件整備

<input type="checkbox"/>	希望する	農地中間管理機構等からの資金借入	<input type="checkbox"/>	希望する	<input type="checkbox"/>	希望しない
<input type="checkbox"/>	希望しない					

◇ 「希望する」に○を付けた場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、4の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

4 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画

（単位：千円）

予定年度	農地買入及び 農地条件整備 内容	必要額	資金調達計画		
			融 資	自己資金	その他
合 計					

◇ 3で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

5 経営収支の現状

現 状 () 年					
	部 門	生産規模	生産量 (販売量)	単 価	販 売 額
収 入	生 産 と 販 売		()	円	千円
		計①			
支 出	部				
	門				
		雇 用 労 賃			
		借 入 金 利 子			
		減 価 償 却 費②			
		計③			
農 業 所 得④ (①-③)					
農 外 所 得⑤					
租 税 公 課 諸 負 担⑥					
そ の 他 負 担⑦					
経 済 余 剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)					
償 還 財 源⑨ (②+⑧)					
償 還 元 金⑩					
差 引 余 剰⑨-⑩					

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

--

◇ 記入上の注意

「1 現物出資の内容等」

②の「構成員資格」欄は、農地法第2条第3項第2号のイ～へに掲げるものの別を記入して下さい。

「2 農用地等の集積の現況等」

① 区分別に現況と農地売買等支援事業により取得する農用地等について記入して下さい。

また、「団地化面積」欄は、農地売買等支援事業によって取得した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 農地売買等支援事業により農地を取得することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

② 《農地売買等支援事業の実施又は実施予定の詳細》欄は、今回、農地売買等支援事業によって取得する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「3 農地条件整備」

現物出資等と併せて、農地条件整備の希望の有無を記入して下さい。

なお、希望する場合は、右欄の資金借入の希望の有無に○を記入の上、4の「事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」欄に、希望する事業の内容を記入して下さい。

「4 事業（農地買入及び農地条件整備）資金計画」

3で「希望する」に○を付けた場合だけでなく、今後実施する予定のある事業（農地の買入れ及び農地条件整備でまとめた資金を要する事業）について記入して下さい。

また、3で「希望する」とした事業については、予定年度欄を○で囲んで、希望する事業であることが分かるように記入して下さい。

「5 経営収支の実績及び目標」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、特定農業法人の場合は、農業経営改善計画に準ずる書面の写しを、現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

○ 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）
（農作業受託促進事業）参加申込書

参加申込日	令和 年 月 日
-------	----------

参加申込先

農地中間管理機構等名	
代表者名	

 殿

参加申込者

住 所	
氏 名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農作業受託促進事業に参加したく、事業資金導入計画書を添えて申し込みます。

- ◇ 太枠の中を記入してください。
- ◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

事業資金導入計画書

本事業により農作業受託を受ける 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の種類	受託期間	受託料 (千円/10a 当たり)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2 農用地等の集積の現況等

区 分	現 況		本事業により農作業 受託する農用地等	
	(年 月)		団地化面積	
水 田		a		a
うち借地		a		a
普通畑		a		a
うち借地		a		a
飼料用地		a		a
うち借地		a		a
施設用地		a		a
うち借地		a		a
その他		a		a
うち借地		a		a
《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目				面 積
				a
				a
				a

3 事業（農作業受託）資金計画

(単位：千円)

予定年度	農作業受託内容	必要額	資金調達計画		
			融 資	自己資金	その他
合 計					

◇ 今後実施する予定のある年度についても記入して下さい。

4 経営収支の現状

現 状 () 年					
	部 門	生産規模	生産量 (販売量)	単 価	販 売 額
収 入	生産と販売		()	円	千円
		計①			
支 出	部				
	門				
		雇 用 労 賃			
		借 入 金 利 子			
		減 価 償 却 費②			
		計③			
		農 業 所 得④ (①-③)			
	農 外 所 得⑤				
	租 税 公 課 諸 負 担⑥				
	家 計 費⑦				
	経 済 余 剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)				
	償 還 財 源⑨ (②+⑧)				
	償 還 元 金⑩				
	差 引 余 剰⑨-⑩				

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

--

◇ 記入上の注意

「1 農作業受託及び資金借入れの内容等」

資金の貸付の対象となる農作業受託の内容及び当該資金借入計画について記入して下さい。

「2 農用地等の集積の現況等」

- ① 区分別に現況と本事業により農作業受託する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって農作業受託した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農作業受託することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。
ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、農作業受託を希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「3 事業（農作業受託）資金計画」

今後実施する予定のある年度についても記入して下さい。

「4 経営収支の実績及び目標」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、基本構想水準到達農業者の場合は農業経営改善計画と同様の内容を記載した書面、認定就農者の場合は青年等就農計画の写し、中心経営体の場合は人・農地プランの写しを、現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

農地売買等支援事業（担い手支援タイプ）
（農作業受託促進事業）参加申込書

参加申込日	令和 年 月 日
-------	----------

参加申込先

農地中間管理機構等名	
代表者名	

 殿

参加申込者

住 所	
法人名	
代表者名	

農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき、担い手支援タイプの農作業受託促進事業に参加したく、事業資金導入計画書を添えて申し込みます。

◇ 太枠の中を記入してください。

◇ 【添付書類】農業経営改善計画書等の写しを現在の内容に適宜修正して添付して下さい。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

事業資金導入計画書

本事業により農作業受託を受ける 予定時期	令和 年 月
-------------------------	--------

1 農作業受託及び資金借入れの内容等

農作業受託の内容					資金借入計画				
農作業受託土地		作目	作業の 種類	受託 期間	受託料 (千円/10a 当たり)	借入 金額	借入 予定 年月	借入 予定 期間	償還 方法
所在・地番	面積 (10a)								
				年				年	

2 農用地等の集積の現況等

区 分	現 況		本事業により農作業 受託する農用地等	
	(年 月)		団地化面積	
水 田		a		a
うち借地		a		a
普通畑		a		a
うち借地		a		a
飼料用地		a		a
うち借地		a		a
施設用地		a		a
うち借地		a		a
その他		a		a
うち借地		a		a
《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》				
所在・地番・地目				面 積
				a
				a
				a

3 事業（農作業受託）資金計画

(単位：千円)

予定年度	農作業受託内容	必要額	資金調達計画		
			融 資	自己資金	その他
合 計					

◇ 今後実施する予定のある年度についても記入して下さい。

4 経営収支の現状

現 状 () 年					
	部 門	生産規模	生産量 (販売量)	単 価	販 売 額
収 入	生産と販売		()	円	千円
		計①			
支 出	部				
	門				
		雇 用 労 賃			
		借 入 金 利 子			
		減 価 償 却 費②			
		計③			
		農 業 所 得④ (①-③)			
	農 外 所 得⑤				
	租 税 公 課 諸 負 担⑥				
	そ の 他 負 担⑦				
	経 済 余 剰⑧ (④+⑤-⑥-⑦)				
	償 還 財 源⑨ (②+⑧)				
	償 還 元 金⑩				
	差 引 余 剰⑨-⑩				

○ 市町村（農業委員会）確認欄 ◇ 申込者は記入しないで下さい。

※ 事業要件についての適合状況等、記載内容の確認及び意見を記入する。

--

◇ 記入上の注意

「1 農作業受託及び資金借入れの内容等」

資金の貸付の対象となる農作業受託の内容及び当該資金借入計画について記入して下さい。

「2 農用地等の集積の現況等」

- ① 区分別に現況と本事業により農作業受託する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は本事業によって農作業受託した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農作業受託することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。ただし、集約裁や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

- ② 《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、農作業受託を希望する農用地等について所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「3 事業（農作業受託）資金計画」

今後実施する予定のある事業（農作業の受託でまとまった資金を要する事業）について記入して下さい。

「4 経営収支の実績及び目標」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

【添付資料】

認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、特定農業法人の場合は農業経営改善計画に準ずる書面の写し、中心経営体の場合は人・農地プランの写しを、現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。

- 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。

農地売買等支援事業実施計画承認申請書

—支援法人用—

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

公益社団法人全国農地保有合理化協会
会 長

農地売買等支援事業実施計画につき、農地売買等支援事業実施要綱第6の1の規定による承認を受けたいので別紙のとおり申請する。

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

令和 年農地売買等支援事業実施計画（支援法人）

1 農地売買等支援事業推進指導計画

(1) 指導計画等

区 分	回 数	員 数	備 考

(2) 事業推進資料作成計画

資料名	部 数	主な配布先	資料の内容

2 農地及び事業相談活動計画

開催時期	人 員	内 容	備 考

3 農地中間管理機構職員研修計画

開催時期	出席人員	指導概要	備 考

4 連携支援体制機能管理運営整備計画

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

5 無利子貸付資金償還業務計画

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

6 借入金貸付業務体制整備計画

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

7 借入資金利子助成計画

(1) 資金調達計画

①市場調査

調査対象金融機関	機関	調査回数	回
----------	----	------	---

②資金調達の金額と時期

	第 回	第 回	第 回	第 回	年間調達金額	備 考
調達時期	月	月	月	月		
調達金額	千円	千円	千円	千円	千円	

(2) 借入金管理計画

借入年度	前年度末借入残高	当 該 年 度		当年度末借入残高	備 考
		借入金額	償還金額		
	千円	千円	千円	千円	
計					

(記載注意)

当年度の「借入金額」及び「償還金額」については、それぞれ借換に係る分を除く。

(3) 貸付計画

貸付期間	貸付件数	貸付金額	備 考
年	件	千円	
計			

(4) 債権管理計画

貸付 年度	前年度末		当 該 年 度				当年度末		備 考
	貸付残高	貸付件数	貸付金額	貸付件数	償還金額	貸付件数	貸付残高	貸付件数	
	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	
計									
調査対象件数		件		調査対象債権額		千円			
調査対象農地中間管理機構等数				法人					

(5) 貸付審査計画

①審査会の構成

人 数	名
構 成	

②審査会の開催

審査件数	件
開催回数	回

農地売買等支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (住 所)
(名 称)
(代表者)

令和 年度において別紙のとおり農地売買等支援事業を実施したので、農地売買等支援事業実施要綱第 12 の 1 の規定に基づき、その実績を報告します。

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

令和 年度農地売買等支援事業実施実績

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等			合 計		
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	件数	面積	価額	
前年度末 保有量	合 計	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
本年度分	買入	合 計														
	売渡	合 計														
	一時貸付	一時払い型														
	本年度末 保有量	合 計														

(記載注意)

- 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売り渡した面積を〔 〕内に記載する。なお、分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

(2) 農地所有適格法人出資事業

ア 出資を受ける農地所有適格法人の概要等

①法 人 名	
②住 所	
③農業経営改善計画の認定時期	
④法 人 形 態	
⑤法 人 設 立 年 月 日	
⑥構 成 員 数	
⑦現状の経営形態・面積	
⑧出資後の経営形態・面積	
⑨出 資 等 の 時 期	

イ 農用地等の出資等の概要

①所在地 (単位：㎡、千円)

番号	所在地 (大字・字)	地番	現状 地目	土地の 利用方法	評価 価額	付与する持分又は株式	
						口数	金額
計							

②構成員別出資と農地中間管理機構等の持分又は株式の比率

番号	構成員		(ア) 既往出資		(イ) 今回出資		(ア)+(イ) 出資合計	
	氏名	資格(注)	口数	金額	口数	金額	口数	金額
	その他							
	小計							(A)
	農地中間管理機構等							
	計							(B)

(注) 構成員資格欄は、農地法第2条第3項第2号のイ～へに掲げるものを記号で記載してください。

農地中間管理機構等の持分又は株式比率：(A) / (B) × 100 = ○○%、議決権 ○○%

③出資に伴う農地中間管理機構等の持分又は株式の譲渡を受ける予定の構成員 (上段：口数、下段：金額(千円))

構成員氏名	年度								～	計
計										

(3) 農作業受託促進事業

市町村名	農作業の受託者・ 生産組織等の名称	作業種目・ 作業数	作業単価	受託 面積	受託契約 期間	農作業受託料 相当額の貸付額	備考
			円/ha	ha	年	千円	

(記載注意)

- 1 作業単価については、作業種目毎に記入し、受託者・生産組織等の合計作業単価を記載すること。
- 2 受託面積については、作業種目別に記入し、受託者・生産組織等の合計については、実面積を記入すること。

(4) 農地条件整備事業

実施区域 (市町村 名)	事業実施主 体	補助事業等 の名称	事業内容及 事業量	機構・特例 の区分	実施 (受益) 面積 (ha)	機構の負担 額 (千円)	借入金の額 (千円)	返 還 期 間	備考
								()	

(記載注意)

- 1 事業を実施した区域ごとに作成すること。
- 2 「機構・特例の区分」欄は、農地中間管理事業を活用した場合は「機構」と、特例事業を活用した場合は「特例」と、両事業を活用した場合は、「機構・特例」を記入すること。
- 3 「借入金の額」欄は、支援法人から無利子で資金を借りた金額を記入すること。
- 4 「返還期間」欄は、借入金の額を返還する期間を、() 書きは年数を記入すること。

(5) 農用地等貸付事業

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			合 計		
		件数	面積	価 額	件数	面積	価 額	件数	面積	価 額	件数	面積	価 額
前年度末 保 有 量	賃 貸 借	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円
	使用貸借												
	未 貸 付												
本 年 度 分	継続貸付												
	新規貸付												
	解 約												
	返 還												
本年度末 保 有 量	賃 貸 借												
	使用貸借												
	未 貸 付												

(記載注意)

- 1 各欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。
継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 2 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。

ア 賃借料一括前払い（合計 年分）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			合 計		
		件数	面積	価 額	件数	面積	価 額	件数	面積	価 額	件数	面積	価 額
前年度末 保 有 量	賃 貸 借	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円
	使用貸借												
	未 貸 付												
本 年 度 分	継続貸付												
	新規貸付												
	解 約												
	返 還												
本年度末 保 有 量	賃 貸 借												
	使用貸借												
	未 貸 付												

(記載注意)

一括前払いする期間（6年から10年）ごとに作成し、記載すること。

イ 賃借料年払い（合計 年分）

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 度 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

（記載注意）

賃貸借期間（6年から50年）ごとに作成し、記載すること。

（6）担い手支援資金年間借入実績

（単位：千円）

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農用地等売渡事業													
農地所有適格法人出資事業													
農作業受託促進事業													
農地条件整備事業													
合 計													

（記載注意）

事業ごと及び担い手支援資金を借入した時期ごとに価額を記載すること。

（7）担い手支援資金年間償還実績（令和（平成） 年度借入分）

（単位：千円）

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農用地等貸付事業													
農用地等売渡事業													
農地所有適格法人出資事業													
農作業受託促進事業													
農業用機械・施設導入事業													
農地条件整備事業													
合 計													

（記載注意）

事業ごと及び担い手支援資金を償還した時期ごとに価額を記載すること。

2 一般タイプの事業

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

(記載注意)

解約とは、旧農地保有合理化法人と転借人、返還とは、地主と旧農地保有合理化法人との関係である。

賃借料年払い (合計 年分)

区 分		一般農地		未墾地		農業用施設用地等		合 計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
前年度末 保有量	賃貸借	件	10a	件	10a	件	10a	件	10a
	使用貸借								
	未貸付								
本 年 分	継続貸付								
	新規貸付								
	解 約								
	返 還								
本年度末 保有量	賃貸借								
	使用貸借								
	未貸付								

(記載注意)

賃貸借期間 (3年から20年) ごとに作成し、記載すること。

3 所有者不明農地借入事業

区 分	農地		補償金等総額	備考
	件数(件)	面積(10a)	金額(円)	
前年度末				
本年度				

(記載注意)

補償金等総額には、農地法に基づく供託、基盤強化法に基づく借賃の支払いの両方を含めること。

(1) 担い手支援資金年間借入実績

(単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明農地借入事業													

(記載注意)

担い手支援資金を借入した時期ごとに価額を記載すること。

(2) 担い手支援資金年間償還実績 (令和 年度借入分)

(単位：千円)

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所有者不明農地借入事業													

(記載注意)

担い手支援資金を償還した時期ごとに価額を記載すること。

4 農地中間管理事業の実施に関する団体等との連携活動実績

①協議会開催 回数

開催時期	開催内容の概要
月	
月	

②連携強化活動内容

区 分	人員	活 動 内 容
連携強化活動手当対象者	人	地区数 地区
資料作成作業員	人	

1 農地売買等支援事業推進指導実績

(1) 指導実績等

区 分	回 数	員 数	備 考

(2) 事業推進資料作成実績

資料名	部 数	主な配布先	資料の内容

2 農地及び事業相談活動実績

開催時期	人 員	内 容	備 考

3 農地中間管理機構職員研修実績

開催時期	出席人員	指導概要	備 考

4 連携支援体制機能管理運営整備実績

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

5 無利子貸付資金償還業務実績

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

6 借入金貸付業務体制整備実績

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考

7 借入資金利子助成実績

(1) 資金調達実績

①市場調査

調査対象金融機関	機関	調査回数	回
----------	----	------	---

②資金調達の金額と時期

	第 回	第 回	第 回	第 回	年間調達金額	備考
調達時期	月	月	月	月		
調達金額	千円	千円	千円	千円	千円	
金融機関名						
金利	%	%	%	%		

(2) 借入金管理実績

借入年度	前年度末借入残高	当 該 年 度		当年度末借入残高	備 考
		借入金額	償還金額		
	千円	千円	千円	千円	
計					

(記載注意)

「当年度の借入金額」及び「償還金額」については、それぞれ借換に係る分を除く。

償還の内訳

借入年度	償 還 件 数		償 還 金 額		償 還 延 長		備 考
		うち繰上		うち繰上	件数	金額	
	件	件	千円	千円	件	千円	
計							

(記載注意)

- 「償還件数」欄及び「償還金額」欄については、借換に係る償還件数及び償還金額を除くものとし、契約単位ごとに記入すること。
- 「うち繰上」欄は、借入年度ごとに償還したもののうち、約定で規定した償還期限前に償還した契約件数及びその金額を記入すること。
- 「償還延長」欄は、借入年度ごとに償還延長した件数及び金額を記入すること。

(3) 貸付実績

貸付期間	貸付件数	貸付金額	備 考
年	件	千円	
計			

(4) 債権管理実績

貸付年度	前年度末		当 該 年 度				当年度末		備 考
	貸付残高	貸付件数	貸付金額	貸付件数	償還金額	償還件数	貸付残高	貸付件数	
	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	
計									

①現地調査

調査対象件数	件	調査対象債権額	千円
調査対象農地中間管理機構等数		法人	
うち指導対象農地中間管理機構等数		法人	

②指導内容

--

(5) 貸付審査実績

①審査会の開催

審査件数	件
開催回数	回

②審査会の改善要求内容

開催時期	改善要求内容
月	
月	

③審査会の改善措置内容

改善時期	措置内容
月	
月	

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道及び（公社）全国農地保有合理化協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

〔 公益社団法人全国農地保有合理化協会
会 長 〕

令和 年度農地売買等支援事業交付決定前着手届

令和 年 月 日付け 第 号で承認した（を受けた）農地売買等支援実施計画に基づく別紙の事業について、農地売買等支援事業実施要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

（記載注意）

全国農地保有合理化協会にあっては、「承認した」を「承認を受けた」とする。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
2. 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。

別紙

事業の内容	区 分	事業費 (千円)	着工予定 年月日	完了予定 年月日	理 由